

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 京王電鉄株式会社

【英訳名】 Keio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 田 正

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号
(注)本社業務は下記本社事務所において行っております。
(本社事務所)東京都多摩市関戸一丁目 9 番地 1

【電話番号】 042 (337) 3135

【事務連絡者氏名】 総合企画本部 経理部長 伊 沢 衛

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市関戸一丁目 9 番地 1

【電話番号】 042 (337) 3135

【事務連絡者氏名】 総合企画本部 経理部長 伊 沢 衛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当および処分について

平成25年6月28日を効力発生日として、普通配当4円に、電車・バス開業100周年記念配当1円を加え、当社普通株式1株につき金5円、総額3,054,205,100円の期末配当を行うものであります。

また、剰余金の処分については、繰越利益剰余金35億円を減少し、別途積立金35億円を増加するものであります。

第2号議案 取締役18名選任について

加藤 奨、永田 正、高橋泰三、紅村 康、山本 護、駒田一郎、丸山 荘、高橋 温、加藤貞男、志村康洋、狩野俊昭、川杉範秋、松坂義信、川瀬明伸、保木久仁彦、伊藤嘉彦、東宮秀行、仲岡一紀の各氏を選任するものであります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定について

買収防衛策の基本方針を決定するものであります。なお、この基本方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	出席 議決権数 (個)	賛成割合 (%)	可決要件	決議の結果
第1号議案	442,665	500	22	456,209	97.03	(注) 1	可決
第2号議案							
加藤 隼	428,540	14,563	101	456,226	93.93		可決
永田 正	437,706	3,216	2,283	456,227	95.94		可決
高橋 泰三	438,068	2,855	2,283	456,228	96.02		可決
紅村 康	438,175	2,748	2,283	456,228	96.04		可決
山本 護	438,178	2,745	2,283	456,228	96.04		可決
駒田 一郎	438,178	2,745	2,283	456,228	96.04		可決
丸山 莊	438,177	2,746	2,283	456,228	96.04		可決
高橋 温	413,180	30,003	22	456,227	90.56		可決
加藤 貞男	410,624	32,559	22	456,227	90.00	(注) 1	可決
志村 康洋	438,160	2,763	2,283	456,228	96.04		可決
狩野 俊昭	438,176	2,747	2,283	456,228	96.04		可決
川杉 範秋	438,136	2,787	2,283	456,228	96.03		可決
松坂 義信	438,136	2,787	2,283	456,228	96.03		可決
川瀬 明伸	438,133	2,790	2,283	456,228	96.03		可決
保木久仁彦	437,975	2,948	2,283	456,228	96.00		可決
伊藤 嘉彦	437,876	3,047	2,283	456,228	95.98		可決
東宮 秀行	438,095	2,828	2,283	456,228	96.03		可決
仲岡 一紀	438,014	2,909	2,283	456,228	96.01		可決
第3号議案	351,999	91,204	71	456,296	77.14	(注) 1	可決

- (注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 2 . 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使の議決権の数および当日出席した株主の議決権の数(株主総会終了時までに出席したすべての議決権の数)の合計であります。上記の賛成、反対および棄権の各個数の合計と出席議決権数が一致していない理由は下記(4)のとおりであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使および当日出席の株主のうち、当社が賛否等を確認できた議決権の数により、各議案の可決要件を満たしております。よって上記賛成、反対および棄権の個数には、当日出席株主のうち、当社が賛否等を確認できていない議決権の数は含まれておりません。